



佐賀県公報

平成18年
5月17日
(水曜日)
第12754号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 佐賀県事務処理の特例に関する条例第二条の表第一号の三に規定する知事が定める事務 (三四六・国際課) 一
- 道路の区域の変更 (三四七・道路課) 一
- 道路の供用開始 (三四八・道路課) 二
- 指定金融機関等の指定の一部改正 (三四九・会計課) 二
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 二
- 随意契約の相手方等の公示 (医 務 課) 三
- 土地改良事業の工事完了 (農地整備課) 三
- 随意契約の相手方等の公示 (総務法制課) 三
- 漁業法に基づくコイの放流の禁止 (指 示・四一) 四
- 内水面漁場管理委員会事項

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百四十六号

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号。以下「条例」という。）第二条の表第一号の三に規定する知事が定める事務を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年五月十七日

佐賀県知事 古 川 康

条例第二条の表第一号の三に規定する知事が定める事務は、次に掲げる場合に係る事務とする。

一 一般旅券の発給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、その親族等が疾病、事故、天災等により死亡し、又は重篤な状態となったため緊急に渡航する必要があると認められる場合において、直ちに当該旅券の発給を受ける必要があるとき

二 申請者が業務上等の理由により早急に渡航する必要がある場合において、申請者が記録されている住民基本台帳を備える条例第二条の表第一号の三に掲げる市町（以下単に「市町」という。）において一般旅券の発給を申請するとすれば、渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき

三 前号に定める場合のほか、やむを得ない理由により、申請者が市町において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合

四 申請者が、市町の区域以外の区域に就学又は就労している場合において、当該市町において一般旅券の発給を申請するよりも利便性等の観点から適当であると認められる場合

◎佐賀県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年五月十七日から平成十八年六月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十七日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道路の		幅員 メートル	延長 メートル
	区間	変更前 後の別		
一般国道 二六四号	三養基郡みやき町大字市武字吉本松一三八九番一地先から三養基郡みやき町大字西島字二本柳一三〇四番一〇地先まで	後	二七・五 一四・三	一〇六・〇
	三養基郡みやき町大字市武字吉本松一三八九番一地先から三養基郡みやき町大字西島字二本柳一三〇四番一〇地先まで	前	一五・三 九・三	一〇〇・〇

◎佐賀県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年五月十七日から平成十八年六月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	三養基郡みやき町大字市武字吉本松一三八九番一 地先から 三養基郡みやき町大字西島字二本柳一三〇四番一 〇地先まで	平成一八・五・一七

◎佐賀県告示第三百四十九号

指定金融機関等の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十三号）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十七日

佐賀県知事 古川 康

三の表中

唐津市農業協同組合	〃	〃
松浦東部農業協同組合	〃	〃
佐賀松浦農業協同組合	〃	〃
上場農業協同組合	〃	〃
唐津農業協同組合	〃	〃

同表の鎮西町漁業協同組合の項を削る。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年6月27日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年5月17日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年4月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人

<p>(2) 代表者の氏名 西野 弘子</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙545番地2</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、支援を必要としているお年寄りや障害者に対して、家庭的な環境の中で生活上の指導・援助を行い身体機能低下の予防、認知症の進行を穏やかにし精神的に安定した日常生活を営むことができるように事業の提供を行い、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>次のとおり随意契約の相手方等について公告します。</p> <p>平成18年5月17日</p> <p>収支等命令者 佐賀県立病院好生館長 河野 仁志</p> <p>1 委託業務名 平成18年度オーダーリング関連システムに係る運用業務及びシステム保守業務委託</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 平成18年4月1日</p> <p>5 契約者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏名 西鉄情報システム株式会社 代表取締役社長 松尾 俊彦</p> <p>(2) 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目9番3号</p> <p>6 契約価格</p>	<p>59,787,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>(1) 部局の名称 佐賀県立病院好生館企画・経営室</p> <p>(2) 所在地 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号</p> <p>唐津市長 坂井 俊之から土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、唐津市営土地改良事業(ため池等整備 用排水施設整備)林の上地区の工事が平成18年3月28日完了した旨届出があった。</p> <p>平成18年5月17日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>次のとおり随意契約の相手方等について公告します。</p> <p>平成18年5月17日</p> <p>収支等命令者 佐賀県経営支援本部総務法制課長 土屋 清史</p> <p>1 特定役務の名称及び数量 インターネット利用による行財政情報サービス一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 佐賀県経営支援本部総務法制課</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>4 随意契約の相手方を決定した日 平成18年4月1日</p> <p>5 随意契約の相手方の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏名 株式会社時事通信社 代表取締役社長 若林 清造</p> <p>(2) 住所 東京都中央区銀座五丁目15番8号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 34,116,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)</p>
---	--

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第2号による。

○ 内水面漁場管理委員会事項

◎佐賀県内水面漁場管理委員会指示第四十一号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成十八年五月十七日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会長 内 川 和 美

一 指示の内容

次に掲げるコイ (マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。) は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

(一) 県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ

(三) PCR検査 (ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。) を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

二 指示の期間 平成十八年五月十八日から平成十九年五月十七日まで

購読料 一か年二八、八〇〇円 (送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年五月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷